

西原村農地利用最適化推進委員 募集要項

農地利用最適化推進委員を募集します

現在の西原村農業委員会委員の任期は、令和 8 年 10 月 17 日までとなっており、本年は委員改選の年となっています。

平成 27 年に農業委員会等に関する法律が改正され、認定農業者をはじめとする担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化が重要任務となっています。

そのため、農業委員とは別に担当地区における最適化業務のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員を農業委員会が委嘱することとなっています。

以上のことから、現農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する農地利用最適化推進委員を次のとおり募集します。

1. 推薦及び募集方法について

- (1) 地区からの推薦
- (2) 農業者等が組織する団体からの推薦
- (3) 一般募集

2. 募集人員について

定 数 9 名

3. 推薦及び応募資格について

- (1) 西原村に住所を有する者
*特別な事情がある場合はこの限りでない
- (2) 西原村が設置する他の附属機関等の委員でない者
- (3) 西原村職員でない者

4. 主な業務

- (1) 担当区域における農地利用の最適化業務（担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農・新規参入の促進）
*農業委員と連携して実施
- (2) 必要に応じて農業委員会総会に出席し、担当区域における現場活動での内容等について意見を述べる

5. 農業委員会が定める区域

区域	区域の詳細	人数
鳥子	大字鳥子全域	1人
小森東	桑鶴・上中尾勿・後迫・大切畑・大切畑鶴・塩井社・袴野鶴・外村・古妙見・北袴野向・土橋・風当・風当鶴・大峯・畑鶴・畑村	1人
小森西	小高山・名ヶ迫鶴・万徳原・堤下・前鶴・仲鶴・葉山・小東・箕ノ平・山ノ神・中尾勿・新所・下新所・溜池・北原・上新所・下新所・西原・下原	1人
高遊	立野・乾原・高遊・境塚・谷・鼈形山・社司原の一部	1人
布田	上玉田・北道角・南道角・小鶴・宇土・古閑・西鶴・北平・下鶴・龍口・鎌宗・桑鶴・床松・西原・下西原・社司原・中玉田・下玉田・玉ノ迫・永田・雀塚・化粧塚・東原・地ノ眼・北原	1人
宮山	西原・奈良山・広瀬・山口・堤下・宮山・桶井川・下中尾・下高下・上高下・馬場頭・中尾・医王寺向上宮山・下池底・池底・大峯・久保・小牧鶴・出ノ口鶴・小牧山下・袴野向・中野尾・日向・上ノ原・松ノ平・榎鶴・多田良・多田良上・鬼山・井手元	1人
谷	秋田原・塔ノ原・市川原・門出・平	1人
上あげ	古閑・栖高・滝ノ上・北ノ山・滝・滝ノ向・小久保境・医王寺・栖高天神原	1人
下あげ	新藤・瓜生迫・瓜生・灰床・若水・藤水・小川・大野・小野・追駄・谷頭・猿帰・南原・南山・菅ノ谷・栄	1人

6. 委員の任期

令和8年10月18日から令和11年10月17日まで（3年間）

7. 推薦及び応募受付期間

令和8年5月18日（月）から令和8年6月19日（金）まで《必着》

*受付時間は役場開庁日の午前8時30分から午後5時までとします。

8. 推薦及び応募手続きについて

委員の推薦又は応募に当たっては、【推薦・応募用紙（推進委員）】に必要事項を記入し西原村農業委員会事務局まで持参若しくは郵送により提出。

＊【推薦・応募用紙（推進委員）】については、西原村農業委員会事務局の窓口にてお受け取りいただくか、西原村ホームページからダウンロードして下さい。

9. 推薦及び応募状況の公表

推薦又は応募された事項については、法律により情報公開が義務付けられていますので、募集期間の中間及び終了後に遅滞なく、氏名、年齢、職業等（住所を除く）をホームページ等に公表いたします。あらかじめご了承ください。

10. 委員の委嘱について

推薦又は応募された候補者について評価選考を行い委員を決定の上、農業委員会が委嘱します。

11. 募集に係る書類の提出先・お問合せ先

〒861-2492

阿蘇郡西原村大字小森3259（西原村役場産業課内）

西原村農業委員会 事務局

【電話】096-279-4396(直通)

【FAX】096-279-3438